

書評

Stein Ringen and Philip R. Dejong (eds.)

*Fighting Poverty :*

*Caring for Children, Parents, the Elderly and Health  
Volume Five, International Studies on Social Security*

Ashgate Publishing Company, USA, 1999

金子能宏

「平成10年版 厚生白書」が“子どもを産み育てることに「夢」を持つ社会”と題して子育て支援策の社会保障政策における位置づけと具体的な施策の提言を行ってから、わが国における児童福祉研究の重要性が、より多くの人々に理解されるようになった。さらに、1999年の年金改革では、育児休業期間中の年金保険料拠出の免除が労使双方に認められるようになり、年金改革と子育て支援策の連携も深まりつつある。こうした政策の変化の中で、児童福祉やより多様な施策を含む子育て支援策に関する研究も、次々と行われている。

しかし、わが国における近年の子育て支援策に関する研究の特徴は、育児と就業の両立支援や、夫や同居の親世代の育児参加と妻の育児意識や、職場環境や親子関係に注目した晩婚化の要因や平均子供数と理想子供数の格差など、子供を育てる側からみた研究が多く、子供の生活に視点を据えた研究は、余り充分には行われていない。もちろん、子供の遊びの形態変化に注目した子供の人間関係や子供の発達と親子関係などを教育学的・心理学的に研究することは広く行われているが、社会保障政策の重要な手段である福祉サービスの供給や給付体系に拘わる問題を子供の側からみた研究は、必ずしも充分とは言えない。

これに対して、わが国よりも早くから少子・高齢社会になったヨーロッパ諸国や、貧困の悪循環から児童虐待や犯罪の多発などの問題が生じているアメリカでは、子供の貧困問題(Child Poverty)を社会保障研究の重要な研究領域として位置づけている。こうした欧米の子供の貧困問題研究の成果を取りまとめたものが、ここに紹介する *Fighting Poverty : Caring for*

*Children, Parents, the Elderly and Health, Volume Five, International Studies on Social Security*, Edited by Stein Ringen and Philip R. Dejong, 1999, Ashgate Publishing Company, USA, である。サブタイトルに見られるように、本書は、オランダのアムステルダムに本部のある Foundations for International Studies on Social Security (FISS) が毎年スウェーデンのストックホルム郊外のシグツーナという古都で1994年から毎年開催している年次大会で各国から参加した研究者が発表した論文のうち、エディターによるレフェリーを経たものを集めた論文集である。1999年の年次大会(サマー・セミナー：スウェーデン政府社会保険庁後援)は5回目であり、本書は一連の論文集の5巻となっている。

先にも触れたように、子供の貧困問題は、家族の貧困問題、親の貧困問題とも関係するため、本書は、第1部「貧困と所得分配」、第2部「家族の貧困問題」、第3部「障害年金問題を含む年金改革」、第4部「医療政策」という4つの部から構成されている。子供の貧困問題は、主として第1部と第2部で扱われている。

第1部の1.1章は、Jonathan R. Bradshaw and Helen Barnesによる“*Inability to be self-reliant* as an indicator of U. S. poverty”である。この論文は、貧困線の定義を議論した上で欧米諸国の貧困世帯比率及び貧困者の比率の推移を1970年代と1990年代に分けて求め、子供を持つ世帯への支援政策を input と、子供を持つことで生じる貧困水準を output (child poverty のレベル) とみなして、family matrix analysis という税/給付のシステム分析を用いて、政策と

貧困との関係を分析している。筆者らは、European Community Household Panel, Luxembourg Income Studyを用いて実証分析を行っている。その結果、貧困指標の定義によりある程度の範囲をもつ「貧しい所帯に所属する子どもの割合」は、EU全体で1/5となる。留意しなければならないのは金銭以外の貧困指標を用いると、貧困ランキングが変化することである。

1.2章‘Poverty among children and elders in Europe and North America’は、1990年代における14ヶ国の子供の貧困と高齢者の貧困との間にある差異と共に通点を見いだすために、等価所得に基づく貧困指標を用いた実証分析を行っている。その14ヶ国とは、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェイ、スペイン、スウェーデン、イギリス、オーストラリア、カナダ、アメリカ合衆国であり、分析に用いたデータは、LIS (Luxembourg Income Study) である。等価所得 equivalent income (EI) とは、収入に家族規模や年齢を加味したものであり、計測に当たっては家族規模の立方根と家族の加齢の効果を除くための年齢指標を含む等価所得指標が用いられる。

貧困線を検討するためには最低生活に必要なニーズを特定化する必要があるが、これを等価指標を用いて計測すると、家族規模の立方根の割合(比率)以上にニーズが増えないこと、ニーズは年1%の割合で40代半ばまでは増加しそれ以降は減少するといった加齢による変化があることが分かった。そして、こうした結果を踏まえて、二人親のもとで育つ子供と母親と生活する子供それぞれの貧困率を調べると、14ヶ国中、子供の貧困率は、多くの国で二人親と生活する子供より母親と生活する子供の方が高いことが明らかになった。二人親と生活する子供の率は、スペイン、イタリア、ベルギー、オランダ、フランスでは90%以上であるが、アメリカでは72%である。この事実とスウェーデンとフィンランドでは母親と生活する子供の貧困率が10%以下であることから、アメリカにおける母親と暮らす子供の貧困問題が顕著であることが示唆されている。これに加えて、スペインやアイルランドはGDPではポーランドの二倍であるが貧困率は類似であることを合わせ考えて、筆者は、その国がいかに豊かかということと子供がいかに貧困かということの間には明確な関係はないことを指摘している。

この指摘は、わが国が子育て支援政策を親の側、企

業の側から検討したり評価する際に、無意識のうちに日本経済という大きなGDPを支えている企業活動、労使関係、あるいは雇用管理を前提してしまうが故に、子供の貧困問題を見過ごしがちであることを反省させる指摘である。この指摘に共感する者なら誰でも、景気回復の見込みが出てきたにもかかわらず、その足並みがゆっくりとしたものであるために、GDP 1%の増減に一喜一憂していたつい数ヶ月前、子供1人を抱えた若い母親が、働く場所を失い所得が得られなくなった現状を福祉事務所やその他の機関と相談することもなく、貧困生活を送り、子供を餓死させてしまったという、象徴的な事件が起きたことをすぐに思い起こすことができるだろう。子供の貧困問題は決してその国の豊かさと関係していない、従って、たとえ豊かな国と呼ばれている国であっても、絶えず子供の貧困に注意しなければならないという視点は、子育て支援策を親の側、企業の側からのみならず、子供の側からも充実させていくための重要な視点であると言えるのではなかろうか。

第2部「家族の貧困問題」は、Bernard M. S. van Praag and Erik. J. S. Plugによる “The cost and benefits of children” (2.1章), Jonathan R. Bradshaw and Helen Barnesによる “Relating Inputs to outcomes: child poverty and family transfers in comparative perspective” (2.2章), Nadine Lefaucheur and Martin Reinによる “Framing and reframing social policy paradigm: the case of lone parents” (2.3章), 及び Katja Forssen and Mia Harcovitaによる “Work incentives in single parents families” (2.4章) から成っている。

2.1章や2.2章が、第1部で示した論文と同様に、子供の貧困問題を明らかにするための計測可能な指標を提示して、クロスセクション・データまたはプールされたクロスセクション・データを用いた実証分析を行っているのに対して、2.3章の特徴は、子供の貧困問題に対する家族政策の理念と政策体系の変遷を、宗教学、歴史学の見識を含めた社会政策論の立場から考察していることである。筆者によれば、2.3章の目的は、ひとり親と婚外子に対する福祉政策の展開とその政策の基盤となるパラダイムをレビューし、社会政策は(その特定の歴史的文脈における)社会・政治的諸力の影響を受けながら展開していることを示すことである。

ヨーロッパにおける母子家庭と婚外子に対する政策のパラダイムは、歴史的に見ると三つの時期に分けて考えることができる。すなわち、Christian Angelism/Canonical Angelism (12 thC—14 thC) の時代、Malthusian Angelism (18 thC—19 thC) の時代、Healthy Citizenship (18 thC—) の時代、Proper Citizenship (20 thC—) である。

まず、Christian Angelism/Canonical Angelism (12 thC—14 thC) の時代、ローマカトリック教会の教会法により結婚が制度化されると、未婚の母の出産は処罰的な取り扱いを受け、場合によっては、未婚で妊娠した女性は中絶を強いられるかあるいは生まれた子供が殺された。ただし、父親を推定しその女性との結婚を強いること、生まれた子供を捨て子として教会・病院・地方の施設に渡すことなど寛大な措置が執られることもあった。こうした厳罰主義がとられた背景は、結婚を宗教生活の一環として制度化した社会では、子供は産みの母親と法的な手続きを踏んだ父親との二人によって養育されなければならないというノームがあったためである。

次に、Malthusian Angelism (18 thC—19 thC) の時代になると、マルサス主義の経済学・人口学を反映する思想から、そもそも、子供の養育者が養育する手段と意思を持たず、その責務を社会に依存していることが批判された。その結果、Christian Angelism/Canonical Angelism の時代と同様に、貧困者の結婚を制限したり、貧困層の女性や望まない妊娠をした女性に中絶を強制する政策が肯定された。さらに、父親が子供の養育の義務を拒否することを法的に規制し、推定上の父親に父権を強制する政策を打ち出した。

しかし、Healthy Citizenship (18 thC—) になると、フランス啓蒙主義の影響を受けて、こうしたマルサス主義への批判が生じ、度重なる戦禍による人口減少の問題も考慮して、健康な市民を多く再生産することが望まれた。その結果、福祉政策は、未婚の母とその子供たちの養育を援助する方向へと向かい、Proper Citizenship (20 thC—) の時代に至る。この時代には、父親のいない子供たちを「良き」市民に育成することが重視されるようになり、教育学、犯罪学、精神医学、心理学などの分野でこうした子供たちを対象とする研究が行われた。

わが国では、少子化の原因が非婚化・晩婚化といわれているが、その背景にあるのが結婚と出産行動の一

致を当然とする再生産規範である。しかし、このような規範は、現代社会に一般的なものでは決してない。北欧を始めとする欧米諸国では、1970 年代以降、同棲、婚外子、離婚率などが増加する〈Demarriagation〉。しかし、現代の西欧社会では、「非嫡出子」という制度上の名称とそれに伴う特別な取り扱いをなくし、全ての子供たちに平等な権利を与えていた。筆者によれば、こうした子供たちへの権利付与が行われるようになったのは、次のような家族政策を支える理念の再構築が起こったからだとされる。すなわち、Demarriage それ自体を「悪」とした Christian Angelism を克服して、Anti-Angelism へ、母子家庭の子供たちの養育が社会に依存されていることを批判した Malthusian Angelism から Anti-dependency へ、父親がいない子供たちは反社会的行動を起こす可能性が高いという Proper citizen を克服して Anti-absent father へ、そして、Healthy citizen から母子家庭の子供たちは教育に恵まれない場合が多く、不平等の再生産が起きやすいのでこれを克服すべきであるという Anti-poverty/Anti-inequality へと、家族政策のパラダイムが再構築されたのである。

2 大政党制をとり民主党・共和党で大統領の交代が起きたアメリカでは、それぞれの政党に属する保守派とリベラル派との間で新旧のパラダイムの対立が続く中で、増大する母子家庭の貧困対策がとられている。

2.4 章は、西欧社会で起こったパラダイム再構築の事実を、Anti-dependency の立場から、子供の貧困を解決するために給付を提供することが、ひとり親にとって労働よりも福祉に依存する方が経済的に有利であるという状況を導いているという家族政策・貧困対策の労働抑制説を、フィンランドのデータを用いて検証している。それによれば、子供のいる世帯の social transfer の割合は 29% であり、その割合が最も高いのは 3 歳以下の子を持つ家族と若いひとり親である。ひとり親の失業率と両親の失業率を比較すると、3 歳から 6 歳までの子供を持つひとり親の失業率は両親の 3 倍であり、未就学児童をもつひとり親に家族政策による給付が労働抑制を生じさせやすい結果となった。しかし、筆者は、Anti-dependency の立場を、現象面から見るのではなく親の選択の問題としてみることにより、親が働くか自らの手で育児を行うかの選択を可能にすることも家族政策の主要な目的の一つと位置づけ、労働抑制が非自発的なのか自発的なのかを区別す

る必要性を示唆して、これらを混同した労働抑制説の誤りを指摘している。

本書は、初めに述べたように、これらの章に続いて第3部で「障害年金問題を含む年金改革」を、第4部で「医療政策」を取り上げている。生まれながらの心身障害や加齢や疾病による障害により、就業機会と所得を失う結果、貧困に陥ることを未然に防ぐことは、重要な貧困対策である。年金制度における障害年金は、その給付額が老齢年金にくらべて少ないことからあまり充分な研究が行われてこなかったが、貧困問題を研究する者にとって、見落としてはならない研究領域であることが、本書から理解されるであろう。また、健康を失うことが労働能力の低下につながり、所得を失うきっかけにもなる。健康と所得の研究は、健康が労働の対価に寄与することを期待する個人が健康資本を増加させるために最適な医療サービスを健康資本に対する投資として購入するという観点から、モデル分析と実証分析が行われている。本書は、こうした経済学的な分析のみならず、健康を失うことによる貧困問題を、社会政策論や社会学の観点からもこれまで以上に研究すべき課題であることを、第4部を通じて、読者に示している。

本書は、子供の貧困問題をコアにして、これと密接に関わる家族の貧困、親世代の貧困、加齢や疾病など

に伴う障害と貧困、そして健康と貧困の問題を取り上げることにより、福祉国家ゆえに豊かな社会であるという先入観を批判して、社会保障研究における貧困研究の重要性を説いている。本書をひもとき、子供の貧困研究が欧米諸国でこれほどまで真剣に取り組まれていていることを読者に理解していただければ、この書評の役割は充分に果たされたと言えるかもしれない。読者はきっと、この本を読み進めるうちに、子育て支援政策を子供の立場から構築していくためにも、わが国において子供の貧困問題をデータに基づく客観的な分析方法によって解明し、政策課題を明らかにしていく必要があるという評者の気持ちに何らかの共感を感じてくれるのではなかろうか。社会保障に关心のあるより多くの人たちが本書に触れて下さることを期待したい。

### 謝 辞

子供の貧困問題を取り上げた本書の重要性を指摘した評者に、比較文化の観点から2.3章の意義を示唆して下さったお茶の水女子大学大学院人間文化研究科の道信良子氏に感謝します。

(かねこ・よしひろ 国立社会保障・人口問題研究所  
社会保障応用分析研究部第3室長)